



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

○特定計量器の定期検査（生活安全安心課）	2
○公共測量の実施の通知（農地農村整備課）	3
○民有保安林の指定の予定（森林管理課）	3
○公共測量の実施の通知（道路管理課）	3
○土砂災害警戒区域の指定・3件（海岸防災課）	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除・3件（海岸防災課）	5
○土砂災害特別警戒区域の指定・3件（海岸防災課）	6
○土砂災害特別警戒区域の一部についての指定の解除・2件（海岸防災課）	7
○土砂災害特別警戒区域の全部についての指定の解除（海岸防災課）	7
○建築基準法に基づく道路の位置の指定（南部土木事務所）	8

### 公 告

○特定調達契約に係る落札者の決定（管財課）	8
○開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	8
○沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）	9

### 訓 令

○沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）	9
---------------------------	---

### 公安委員会事項

○沖縄県道路交通法施行細則及び特定講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則	9
○沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則	22
○沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第3条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等	25
○沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第1項及び第7条第1項に規定する公安委員会が定める技術的基準、第4条第2項に規定する公安委員会が定める入力、同条第3項ただし書に規定する公安委員会の指定する当該申請等を行ったものを確認するための措置、第5条に規定する公安委員会が定める措置、第8条第2号に規定する公安委員会が定めるところにより行う届出及び第6条第1項の規定に該当する場合における書面等への数字等の表示	52
○沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定	52
○沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第2項に規定する警察本部長が定める入力、同条第3項ただし書に規定する警察本部長の指定する当該申請等を行ったものを確認するための措置、第5条に規定する警察本部長が定める措置、第8条第2号に規定する警察本部長が定めるところにより行う届出及び第6条第1項の規定に該当する場合における書面等への数字等の表示	53
○沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第1項に規定する沖縄県警察本部長が定める技術的基準、同項に規定する沖縄県警察本部長が必要と認める事項、同条第7項ただし書に規定する措置及び同規則第7条第1項第2号に規定する措置並びに同規則第9条の規定により定める同規則第8条の規定に該当する場合における書面等への番号等の表示の廃止	53

# 告 示

## 沖縄県告示第458号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和7年12月12日

沖縄県知事 玉城康裕

### 1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
中城村	令和8年1月23日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	中城村農村環境改善センター
うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連南風原、勝連浜、勝連比嘉、勝連平安名、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名、与那城屋平及び与那城	令和8年2月4日（水曜日） 午前10時から午後2時まで	キャロット愛ランドマリンターミナル
	令和8年2月13日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	うるま市勝連地区公民館（シビックセンター）
北中城村	令和8年2月9日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	北中城村商工業研修等施設
南城市玉城字親慶原、玉城字垣花、玉城字仲村渠、玉城字百名、玉城字玉城、玉城字中山、玉城字奥武、玉城字志堅原、玉城字堀川、玉城字富里、玉城字當山、玉城字屋嘉部、玉城字糸数、玉城字喜良原、玉城字船越、玉城字愛地、玉城字前川、佐敷字津波古、佐敷字小谷、佐敷字新里、佐敷字兼久、佐敷字佐敷、佐敷字手登根、佐敷字伊原、佐敷字屋比久、佐敷字富祖崎、佐敷字仲伊保、佐敷字新開及び字つきしろ	令和8年2月18日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	南城市大里農村環境改善センター
	令和8年2月20日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	南城市老人福祉センター
与那原町	令和8年2月25日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	与那原町上の森かなちホール
南風原町	令和8年3月2日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	南風原町立中央公民館
うるま市（勝連内間、勝連津堅、勝連南風原、勝連浜、勝連比嘉、勝連平安名、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名、与那城屋平及び与那城）、南城市（玉城字親慶原、玉城字垣花、玉城字仲村渠、玉城字百名、玉城字玉城、玉城字中山、玉城字奥武、玉城字志堅原、玉城字堀川、玉城字富里、玉城字糸数、玉城字喜良原、玉城字船越、玉城字愛	令和8年3月4日（水曜日） 午前9時から午後4時まで	沖縄県計量検定所

地、玉城字前川、佐敷字津波吉、佐敷字小谷、佐敷字新里、佐敷字兼久、佐敷字佐敷、佐敷字手登根、佐敷字伊原、佐敷字屋比久、佐敷字富祖崎、佐敷字仲伊保、佐敷字新開及び字つきしろ）、北中城村、中城村、与那原町及び南風原町

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの間については、検査を行わない。

検査の最終受付時刻は、終了時刻の30分前とする。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

#### 沖縄県告示第459号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県南部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年12月12日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市字大浜及び字宮良（大座地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

#### 沖縄県告示第460号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年12月12日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 国頭郡本部町字渡久地与那城原748番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
 

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

#### 沖縄県告示第461号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年12月12日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 公共測量を実施する地域 宜野湾市字地泊から大山七丁目まで
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年11月27日から令和8年3月13日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量及び現地測量）

#### 沖縄県告示第462号